



【5月の税務】

●5月11日

1 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●5月15日

2 特別農業所得者の承認申請

●6月1日

3 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知

通知方法・・・特別徴収義務者経由、納税義務者へ通知

4 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税>

5 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・

地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

8 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

9 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分、個人事業者は3か月分)<消費税・地方消費税>

10 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

●5月中において都道府県の条例で定める日

11 自動車税(種別割)の納付

賦課期日…4月1日

12 鉾区税の納付

賦課期日…4月1日

【所長コラム】新緑が眩しい季節になりました。

先日、伊勢神宮へ参拝してきました。

伊勢神宮は天照大御神を祀る「内宮」と、衣食住の神、豊受大御神を祀る「外宮」の2つの正宮で

構成されています。その中で外宮にある「せんぐう館」は伊勢神宮と式年遷宮について広く知っ

てもらうための博物館です。ガイドさんによると

20年に一度、正殿をほしの御装束神宝を造り

替えることを1300年前より続けており、その材料

等全て国内のもので揃っているそうです。原材料不足

等で混乱をしている今こそ日本古来から伝わる力を

大切にしたいと教えて頂きました。(中島)



YouTube



Facebook



Instagram



編集発行人 所長 税理士 中島 由雅

副所長 税理士 柴田 健次

副所長 税理士 平田 保

副所長 税理士 小嶋 正幸

副所長 税理士 工藤 重孝

副所長 税理士 武藤 賢一

副所長 税理士 伊藤 政則

副所長 税理士 篠原 恒夫

副所長 税理士 平澤 悟

副所長 税理士 高山 慶一

副所長 医療担当 加藤 登

副所長 医療担当 岡 伸夫

副所長 金融担当 穂積 一秀

副所長 金融担当 小澤 善昭

副所長 金融担当 片平 啓二

副所長 金融担当 岩切 陽一郎

副所長 中小企業診断士 平林 領

顧問 公認会計士 古屋 卓己

顧問 税理士 三浦 賢二

顧問 金融担当 斎藤 健

顧問 医療担当 清水 大輔

顧問 農学博士 中島 宏

●2026年公示地価の対前年変動率(%)●

	全用途	住宅地	商業地
全国	2.8 (2.7)	2.1 (2.1)	4.3 (3.9)
3大都市圏	4.6 (4.3)	3.5 (3.3)	7.8 (7.1)
東京圏	5.7 (5.2)	4.5 (4.2)	9.3 (8.2)
大阪圏	3.8 (3.3)	2.5 (2.1)	7.3 (6.7)
名古屋圏	2.3 (2.8)	1.9 (2.3)	3.3 (3.8)
地方圏	1.2 (1.3)	0.9 (1.0)	1.6 (1.6)
地方4市	4.5 (5.8)	3.5 (4.9)	6.4 (7.4)
その他	0.8 (0.8)	0.6 (0.6)	1.1 (0.9)

※カッコ内は前年。地方4市は札幌、仙台、広島、福岡



■2026年公示地価
全用途平均5年連続で上昇
バブル後最大の2.8%

国土交通省は、2026年の公示地価を発表しました。住宅地、商業地、工業地を合わせた全用途の全国平均は前年比2.8%上昇し、5年連続の上昇となりました。上昇率はバブル経済末期の1991年に11.3%を記録して以降で最大となりました。都市圏での上昇が地方圏にも波及し、全体として上昇基調が続いています。今号では、2026年の公示地価の概要を紹介します。

公示地価は、地価公示法に基づき、国交省が毎年3月に公表しています。標準地の1平方メートル当たりの価格で、一般的な土地取引の指標、公共事業用地の取得価格の算定基準とされています。今回、全国約2万5000地点を調査しました。全用途平均は5年連続で上昇。上昇幅も前年(2.7%)からさらに拡大しています。住宅地(前年比2.1%増)や商業地(同4.3%増)も5年連続の上昇となりました。地域や用途による差はありますが、全国的には上昇基調が続いています。3大都市圏(東京、大阪、名古屋)で見ると、全用途平均・住宅地・商

業地のいずれも5年連続で上昇し、その上昇幅が拡大しました。東京圏・大阪圏では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも上昇幅が拡大しました。

地方圏では、全用途平均・住宅地・商業地のいずれも5年連続で上昇し、全用途平均・住宅地は上昇幅が縮小しましたが、商業地は前年と同じ1.6%の上昇幅となりました。札幌市、仙台市、広島市、福岡市の地方4市は、全用途平均で4.5%上昇し、13年連続のプラスとなりました。ただ、建設費の高騰が都市開発の慎重化につながった面もあり、上昇幅は23年(8.5%)のピークからは縮小しました。

◆住宅地上昇率1位は長野・白馬村◆
東京、大阪、名古屋の3大都市圏の住宅地の上昇率は3.5%(前年3.3%)で5年連続上昇。このうち東京圏は4.5%(同4.2%)、大阪圏は2.5%(同2.1%)上がりました。

住宅地の上昇率で全国1位となったのは長野県白馬村。国内外の富裕層による別荘やコンドミニアム需要が旺盛で、33.0%(前年29.6%)を記録。商業地でもホテル・店舗需要の増加を背景に、35.2%(全国

3位)の上昇となりました。◆商業地は全国平均4.3%上昇◆
商業地の全国平均は4.3%上昇し、前年(3.9%)から上昇幅が拡大しました。

主要都市では、店舗・ホテルなどの需要が堅調で、オフィスについても空室率の低下や賃料の上昇によって収益性が向上しています。訪日外国人客が増加した各地の観光地でも店舗やホテル向け需要が旺盛です。

商業地の最高価格は20年連続で東京都中央区銀座4丁目の山野楽器銀座本店で、1平米当たり6710万円。上昇率は10.9%でした。

■相続税評価額との関係■
相続税における土地の評価額は、原則として国税庁が公表する路線価に基づいて算出されます。

この路線価は、公示地価を基準として、その約80%程度の割合で評価額が作成されます。したがって、公示地価の動向は、その年の路線価の動向に直結し、相続税評価額に影響を与えます。

そのため、今回発表された公示地価の上昇に伴って路線価が上昇し、相続における評価額も高まるとみられます。



◆令和8年度税制改正◆ 中小企業者等の少額減価償却資産の 取得価額の損金算入特例(拡充・延長)

令和8年度の税制改正関連法案が3月31日、参院本会議で可決・成立しました。中小企業関連税制で注目されるのが、事務負担の軽減などを目的に中小企業の多くが活用している「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の見直しです。

項目	従前	令和8年度改正
取得価額	30万円未満	40万円未満
対象法人	中小企業者等のうち(通算法人を除く)、常時使用する従業員の数が500人以下の法人	中小企業者等のうち(通算法人を除く)、常時使用する従業員の数が400人以下の法人
適用時期	令和8年3月31日までの間に取得し、事業の用に供されること	令和11年3月31日までの間に取得し、事業の用に供されること(3年延長)
限度額	1年当たり300万円に達するまでの取得価額の合計額	

■従前の制度概要

この特例措置は、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産(少額減価償却資産)を取得した場合、合計300万円までを限度として、取得時に全額損金算入できる制度です。

対象となる資産には、器具備品や機械装置といった有形減価償却資産のほか、ソフトウェア、特許権、商標権などの無形減価償却資産も含まれます。また、中古資産も対象となります。

■30万円未満から40万円未満へ

令和8年度税制改正では、①対象となる減価償却資産の取得価額基準を40万円未満(従前・30万円未満)に引き上げ、②対象となる法人から常時使用する従業員の数が400人(従前・500人)を超える法人を除外することとなりました。

なお、合計300万円の上限額については変更はありません。

■適用時期

これらの措置を講じた上で、その適用期限が3年延長(令和11年3月31日まで)されました。



「青切符」の 反則金は経費 にできる?

問

自転車の交通違反に反則金が取られるようになったと聞きました。当社では自転車通勤をしている従業員が多いため心配です。どのような制度なのでしょう? また、反則金は経費として落とせるのでしょうか?

答

周知の通り、今年4月1日から、比較的軽微な自転車の交通違反に対して「交通反則通告制度(いわゆる青切符)」が適用されています。これまで、自転車の交通違反の取り締まりは、刑事罰である「赤切符」しかありませんでした。しかし、赤切符を用いた刑事手続きは時間的・手続的な負担が大きく、実際には「指導警告(注意)」で済まされるケースが大半でした。

■反則金納めれば刑事罰なし

青切符は、違反後の手続きを簡易迅速にするために導入された制度で、青切符を交付された場合、期限内に反則金を納めれば刑事手続きには移行せずに事件が処理される(前科が

つかない)制度です。対象は16歳以上で、スマホを使いながら運転する「ながら運転」(反則金1万2千円)や一時不停止(同5千円)など、対象となる反則行為は113種類にも及びます。なお、酒気帯びや酒酔い運転、妨害運転(あおり運転)といった重めの24種類の違反については、引き続き赤切符の対象となります。

■交通反則金の取り扱い

次に、従業員が青切符を切られ、会社がその反則金を支払った場合の税務上の取り扱いですが、結論として、経費(損金)に算入することはできません。この取り扱いの背景には、違法行為を税制で容認しないという原則があります。もし反則金を経費として認めれば、違反行為のコストを税負担の軽減で相殺できることになり、制度としての抑止力が損なわれてしまうからです。

仮に会社が従業員の反則金を支払った場合、その支出は損金算入できないばかりか、その従業員に対する「給与」としてみなされ、課税されるリスクがあるので注意が必要です。青切符制度がスタートした今、会社側では自転車通勤者に対して無事故・無違反に向けた指導を強化するほか、就業規則には「反則金は原則として本人負担」であることを明記しアナウンスすることが望まれます。